

NO.83 2010.11.19

労働徳島

発行 徳島県商工労働部
労働雇用政策局労働雇用課
徳島市万代町1丁目1番地
Tel.088-621-2348 Fax.088-621-2852
県ホームページ www.pref.tokushima.jp/

徳島県の地域別最低賃金が改定されました

徳島県地域別最低賃金が平成22年10月16日に改定されました。

徳島県地域別最低賃金 時間額

645円

(効力発生日：平成22年10月16日)

* 地域別最低賃金とは、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として設定されているものです。したがって、徳島県内においては、ごく一部の例外を除き、時間額で645円を下回る賃金を設定することは許されません。違反した場合は、罰則が適用されます。

徳島県の産業別最低賃金が改定されます

徳島県産業別最低賃金が平成22年12月21日に改定されます。

徳島県産業別最低賃金

件名	時間額	効力発生日	改定前
紡績、織物業	652円	平成15年12月21日	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	773円	平成22年12月21日	770円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	797円	平成22年12月21日	791円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	753円	平成22年12月21日	746円

上記の産業に従事する労働者に対しては、それぞれの産業ごとに定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金に関するお問い合わせは、

徳島労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ

○徳島労働局賃金室 TEL088-652-9165

○労働基準監督署

徳島 TEL088-622-8138

三好 TEL0883-72-1105

鳴門

阿南

TEL088-686-5164

TEL0884-22-0890



「障害者雇用納付金制度」が改正されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、平成20年12月に公布されました。平成21年4月から段階的に施行されていますが、平成22年7月に「改正障害者雇用納付金制度」がスタートし、平成23年4月から申告が開始されます。

今般の改正は、中小企業における障害者雇用の促進及び短時間労働に対する障害者のニーズへの対応などを目的としたものです。事業主の皆様におかれましては、障害者雇用のさらなる促進のために取り組んでいただけますようお願いいたします。

1

週20時間以上30時間未満の短時間労働者も障害者雇用納付金の申告、障害者雇用調整金等の支給申請の対象となりました。
法定雇用障害者数等の算定方法は次のとおりです。

法定雇用障害者数の算定方法

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）

$$= \left[\begin{array}{l} \text{常時雇用している労働者数} \\ \text{（短時間労働者を除きます。）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{常時雇用している労働者のうち、} \\ \text{短時間労働者の数} \end{array} \times 0.5 \right] \times 1.8\% \quad \left(\begin{array}{l} \text{改正点} \\ \text{（法定雇用率）} \end{array} \right)$$

雇用障害者数のカウントの方法

- 常時雇用している労働者である障害者1人を、障害の種類・程度及び週所定労働時間で区分した右表の該当する欄の人数に換算して雇用障害者数を計算します。

障害の種類・程度	週所定労働時間			
	30時間以上	20時間以上30時間未満（短時間労働者）		
		平成22年6月まで	平成22年7月から	
身体・知的障害者	1人	—	改正点 0.5人	
	重 度	2人	1人	1人
精神障害者	1人	0.5人	0.5人	

2

除外率設定業種の除外率がそれぞれ10%ポイント引き下げられました

「除外率設定業種」とは、身体障害者、知的障害者又は、精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種として指定された業種をいい、事業所ごとに適用されます。

除外率が設定された事業所においては、除外率に応じて減じられた法定雇用障害者数が算定されます。

除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。

詳しくは、次のURLをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/jogairitsu.pdf>

3

常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の中小企業事業主の皆様も、障害者雇用納付金の申告が必要となりました。

対象事業主の範囲拡大等の施行が、平成22年7月からのため、平成23年度については、常時雇用している労働者数が300人を超える事業主を含め、申告の仕方が平成24年度以降と異なります。

■平成27年4月1日からは、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

平成23年度の申告

- ◇ 平成22年4月から6月 } 各期間の労働者数により、それぞれの期間について、納付金の
 ◇ 平成22年7月から平成23年3月 } 申告義務が生じます。

平成22年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
改正前の制度が適用されます。			改正制度が適用されます。									
常時雇用している労働者数 (短時間労働者を除きます。)			常時雇用している労働者数 (短時間労働者を除きます。)									
			+									
			短時間労働者数 (1人を0.5カウント)									

301人以上の月が「2か月以上」ある。
→申告が必要です。

200人を超える月が「4か月以上」ある。
→申告が必要です。

いずれの場合も、年度途中の事業廃止等の場合を除き、平成23年4月1日から同年5月16日までの間に申告を行っていただきます。

雇用障害者数が、法定数を下回っている場合は、申告期限までに納付金の納付が必要です。

〔法定数からの不足数1人につき月額50,000円(※)を納付いただきます。〕

(※) 納付金の減額特例

常時雇用している労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、平成22年7月から平成27年6月まで納付金の「減額特例」が適用されます。

- 納付金の額 (1人につき月額「50,000円」) が「40,000円」に減額されます。
- 平成23年度の申告において、納付金の「減額特例」の対象となるのは、平成22年7月から平成23年3月までの9か月間に、常時雇用している労働者が300人以下の月が「6か月以上」ある事業主です。

詳しい改正内容などについては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構又は社団法人徳島雇用支援協会までお問い合わせください。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

URL <http://www.jeed.or.jp/>

納付金部 TEL03-5400-1644

社団法人徳島雇用支援協会

URL <http://www.t-koyou.com/>

TEL088-655-1050

徳島県はぐくみ支援企業の 認証を取得しませんか

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

認証企業等一覧（2010年7月1日～2010年11月9日）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企 業 名	業 種
有限会社四国メディカル・サポート	医療業
社会福祉法人はぐくみ会	保育サービス業
社会福祉法人金光福祉会	保育サービス業
株式会社松本コンサルタント	土木・建設サービス業
株式会社松島組	建設業
医療法人青鳳会	医療業
株式会社イーアンドイー・リサーチ	環境調査サービス業
有限会社香西会計事務所	その他のサービス業

☆左記企業の主な取組内容

- 1 短時間勤務の導入
- 2 ノー残業デーの設定
- 3 所定外労働の削減

★認証を受けるのに必要な要件は

- 1 徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる。（民間の会社だけでなく、個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も応募できます。）
- 2 期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。
- 3 「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組や対策を行っている。

★はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組をPRします。
- 3 働きやすい職場づくり支援アドバイザー（社会保険労務士）の相談が3回無料で受けられます。
- 4 金融機関による低利融資の支援対象となります。
（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行）
などのメリットがあります。

★応募方法について

お申し込みは、次の書類を下記の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

★応募先・お問い合わせについて

労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2347

徳島県
勤労者

ライフサイクル資金貸付

資金用途		融資年利率	融資限度額	融資範囲
阿波っ子 すくすく はぐくみ 資金	教育費	1.40%	300万円	【子供が2人以上】 子供が学校教育法に基づく学校及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可
	出産費および 育児・介護休業 利用者生活費	1.20%	200万円	本人または2親等内の親族の出産、分娩のために必要とする経費および 出産後の育児費用。 育児・介護休業取得による休業期間中の生活費。 返済期間 10年以内 育児・介護休業取得期間終了（最長3年）まで元金据置可
経済変動対策緊急生活資金		1.75%	100万円	急激な経済変動の影響を受けた方の生活資金。 返済期間 10年以内
自動車等購入費		2.75%	250万円	本人が通勤または勤労のために必要とする自動車等の購入資金。 返済期間 5年以内
教育費		2.15%	300万円	【子供2人未満】 本人または2親等内の親族が学校教育法に基づく学校 及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可
医療費		2.45%	100万円	本人または2親等内の親族の入院、治療等の費用、それに伴う生活費も 含まれます。 返済期間 10年以内 内1年まで元金据置可
冠婚葬祭費		2.45%	100万円	本人または2親等内の親族のために必要となる冠婚葬祭のための経費。 返済期間 10年以内
災害費等		1.75%	100万円	本人または2親等内の親族が事故、災害等により家屋、家財等に損害が 発生し、復旧または新たに購入するために必要な資金。 返済期間 10年以内
離職者	生活費	0.55%	100万円	離職者または2親等内の親族の生活のために要する経費。 返済期間 5年以内 ご融資期間内で3か月まで元金据置可
	教育費	1.35%	100万円	離職者の2親等内の親族が進学・入学するために必要な経費。 返済期間 10年以内 内4年まで元金据置可

上記の融資制度をご利用いただくには

(金利はすべて固定金利 保証料別途年0.7～年1.2%が必要)

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している方。■各融資制度個々の融資条件を満たし資金使途が証明できること。■労働金庫の借入条件を満たし日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。

徳島県勤労者

住宅建設資金貸付

資金用途	融資年利率	融資限度額	償還方法	融資範囲
 住宅建築 資金	3.20%	400万円	20年以内 (有担保)	県内に自ら居住するための住宅を建設、または購入 もしくは 増改築するために必要な資金。 (金利はすべて固定金利 保証料別途 有担保年0.16 ～年0.36% 無担保年0.7～年1.2%が必要)
	2.40%	400万円	10年以内 (有担保)	
	2.60%	400万円	10年以内 (無担保)	

上記の融資制度をご利用いただくには

■徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に1年以上勤務している方であって、同居又は同居予定者を有し、世帯生計の主たる維持者。■県内に自己の居住する住宅の新築、購入(中古を含む)又は増改築をする方。■労働金庫の借入条件を満たし日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。

詳しくは労働金庫支店窓口にてご相談下さい。 **取り扱い金融機関 四国労働金庫**

●徳島ローンセンター TEL088-634-1000 徳島市中島田町1丁目11-1

●徳島支店 TEL088-623-1112
徳島市昭和町3丁目35-1●池田支店 TEL0883-72-0399
三好市池田町サラダ1612-2●徳島北支店 TEL088-698-1111
板野郡北島町中村字東開10-5●阿南支店 TEL0884-22-2132
阿南市富岡町トノ町71-1●鴨島支店 TEL0883-24-3113
吉野川市鴨島町鴨島229-4

ご存じですか? 中退共

県におきましては、中小企業で働く労働者の福祉向上のため、中小企業退職金共済制度の普及を
事業主に行っています。お問い合わせ先 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)3436-0151 (代表) FAX(03)3436-0400
詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

県立テクノスクール 在職者訓練実施計画一覧

(平成22年度 後期)

県立テクノスクールでは、次のとおり、在職者訓練を実施します。

■提案型（あらかじめ開催日、内容が設定された講座です。）

実施校	講座名	講座内容	定員	時間数	日数	時間帯	開催日	開催時間
鳴門テクノスクール	CAD利用技術者試験 2級受験準備講座	CAD利用技術者試験2級の受験者を対象とした模擬試験講習会を行う。	10	12	2	土日昼	11月	9:30～16:30
	危険物取扱者試験 受験準備講座	危険物取扱者試験(乙種第4類)の受験者を対象とした模擬試験講習会を行う。	10	6	1	日昼	11月	9:30～16:30
西部テクノスクール	第一種電気工事士 実技試験受験準備講座	第一種電気工事士実技試験の受験者を対象とした模擬試験講習会を行う。	10	15	5	平日昼	11月下旬～ 12月上旬	13:15～16:15
	自動車整備技能登録試験 (学科)受験準備講座(2回目)	学科試験(一級自動車(口述)、 二級自動車、三級自動車、 自動車車体)の受験者を対象と した模擬試験講習会を行う。	15	12	3	平日昼	3/16,17,18 (水～金)	13:15～17:15
	建築大工技能講座 (建築大工見習い中の若年者 向け)	在来工法の基本作業を習得する。	3	随時(西部テクノスクール建築科の 進行内容にあわせて学科及び実技を 選択し訓練生と同時に受講)				8:40～16:00

■オーダーメイド型（若手技術者等を対象に、企業や団体のご要望にあわせて訓練内容を設定します。）

以下は、各分野の例示ですが、こうしたものを中心に、受講者の技術・技能レベルなど、企業や団体の方々のご希望の内容に応じて講座の内容を個別に設定する訓練を実施します。

●テクノスクールの訓練コースに関連する広い分野で実施します。

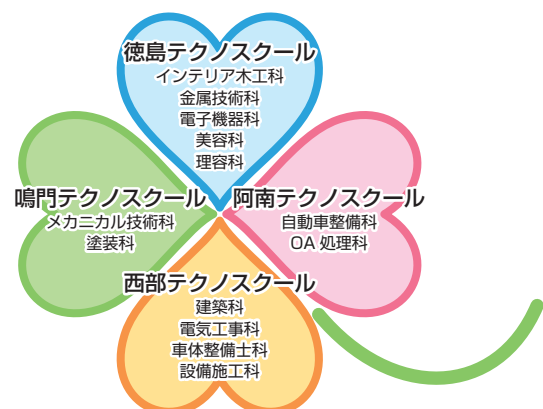
実施校	分 野	例
徳島テクノスクール (電話 088-631-1474)	溶接	ガス溶接、アーク溶接(手溶接、半自動溶接、ステンレス溶接)等
	電子	各種電子関係資格に関する知識・技能等
	木工	木材加工方法、家具製作等
	理容	修了生に対する就職・経営アドバイス、ステップアップ技術等
	美容	ステップアップ技術、接客技術向上等
鳴門テクノスクール (電話 088-686-4752)	塗装	建築・金属・木工の塗装技術等
	機械 機械 CAD	汎用機械による切削加工技術、NC 工作機械のプログラミング、CAD の基本操作等
阿南テクノスクール (電話 0884-26-0250)	自動車	ホイールアライメント技術等
	情報 商業実務	OA 全般の基礎知識、商業簿記等
西部テクノスクール (電話 0883-62-3067)	建築	規矩術による墨付、手工具による基本的作業等
	車体整備	四輪トータルアライメントテスターの取り扱い、フレーム修正機の取り扱い、クイック補修(パンパー)等
	電気	JW-CAD の電気設備等
	配管	水道及びガス配管の鋼管・塩化ビニール管・銅管の接合技術等

※受講料は、無料です。ただし、材料代、資料代等の自己負担経費が必要です。

※在職者訓練のご相談は、各テクノスクールへお願いします。



在職者訓練風景（鉄工技能検定 1 級対策）



受講申し込みの手順

●提案型在職者訓練

1 講座を選ぶ

- ・在職者訓練一覧表を御覧下さい。



2 受講申し込み

- ・所定の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、提出してください。
- ・原則として講座開始日の1週間前までに希望講座実施校まで、持参、郵送またはFAXにてお申し込みください。ただし、原則、事業所からのお申し込みとさせていただきます。
- ・申込受付は講座開始日の2か月前からです。



3 実施校から受講可否を連絡

- ・受講可否を、ほぼ1週間前に実施校から事業所担当者に連絡します。



4 受講

●オーダーメイド型在職者訓練

1 訓練の相談

- ・希望する訓練内容、実施時期、受講予定人数などをテクノスクールへお聞かせください。



2 訓練内容の設定

- ・企業とテクノスクールが打ち合わせを行い、カリキュラム、実施時期などを設定します。



3 申込書の提出

- ・実施校と訓練内容を合意の上、所定の申込書に記入し、提出してください。



4 受講

お申し込み、ご相談は

徳島県立徳島テクノスクール

〒770-0053

徳島市南島田町2丁目25

TEL : 088-631-1474

FAX : 088-631-5987

徳島県立阿南テクノスクール

〒779-1402

阿南市桑野町岡元109-1

TEL : 0884-26-0250

FAX : 0884-26-1121

徳島県立鳴門テクノスクール

〒772-0004

鳴門市撫養町木津字西小沖635-1

TEL : 088-686-4752

FAX : 088-686-3327

徳島県立西部テクノスクール

〒779-4101

美馬郡つるぎ町貞光字東浦128-4

TEL : 0883-62-3067

FAX : 0883-62-3140



提案型在職者訓練の申込受付等は、各講座によって異なる場合があります。
詳細については、テクノスクールにお問い合わせください。

職業能力開発促進月間 11/1~11/30

11月は職業能力開発促進月間です。

職業能力開発促進月間と技能の日

昭和45年にアジア・日本で初めて開催された技能五輪国際大会を記念し、翌年の昭和46年にその開会式が行われた11月10日を技能の日としています。

また、11月を職業能力開発促進月間と定め、すべての労働者に対し、職業生活の全期間にわたって、計画的に職業能力の開発・向上が行われることを促進するため、職業能力開発促進大会をはじめ、各種行事をこの期間中に集中して実施しています。

第35回徳島県職業能力開発促進大会

第35回徳島県職業能力開発促進大会が、次のとおり開催されます。

1 主催

徳島県

独立行政法人 雇用・能力開発機構 徳島センター

徳島県職業能力開発協会

徳島県技能士会連合会



2 開催日時

平成22年11月25日（木） 午後2時から午後4時30分まで

3 開催場所

徳島市富田浜2丁目10 徳島県建設センター

4 内容

- ・表彰式
- ・受賞者紹介
- ・職業訓練生体験発表（テクノスクール）
- ・講演 講師 多田 健二 氏（徳島県卓越技能者 阿波の名工）
演題 「阿波木偶人形の制作と技能の伝承」

5 参加料

無 料

6 問い合わせ先

徳島県商工労働部労働雇用政策局労働雇用課 TEL088-621-2352